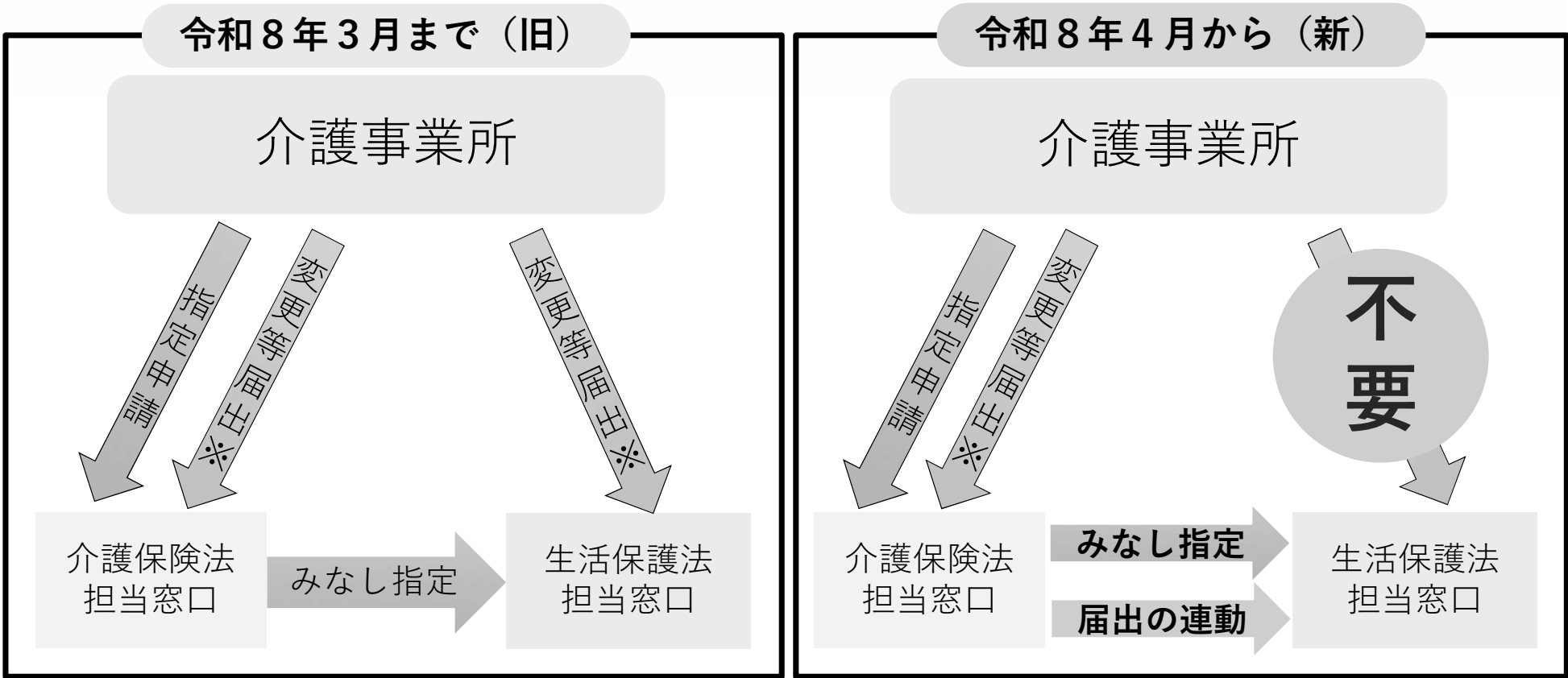


指定介護機関の手続方法の変更点（生活保護）



※名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出のこと

介護保険法と生活保護法の手続及び指定の状態が連動するため、生活保護法担当窓口への変更等の届出は不要

- 例 1 : 令和 8 年 3 月 31 日 までに管理者が変更となった場合 → 届出（変更届）が必要
- 例 2 : 令和 8 年 4 月 1 日 以降に管理者が変更となった場合 → 届出（変更届）は不要